

筑摩県第百七十区の壬申戸籍

平 沢 清 人

江戸時代の戸籍は「宗門改め」と同居していた。神職以外の誰もが檀那寺をもたねばならず、葬式も仏式によって行われた。ところが、明治維新後は神葬祭もあらわれ、檀那寺を必ずしもつ必要がないばかりか、宗門改めによって戸籍調べを代行するというような粗雑さを許されなくなった。

かくて、明治五年、壬申戸籍が出現し、近代戸籍への道を開いた。しかし、あくまで壬申戸籍は過渡期の戸籍であった。近代戸籍のもっとも大きな特質は、

- ①戸籍の宗教からの離脱をはかり、独立させること。
- ②各地域の住民を平等に一帳に集録すること。
- ③各人の姓名・生誕地・月日なども正確に記載される帳をつくること。
- ④全国的に統一された戸籍をつくること。

等にあると考えられ得よう。でも、壬申戸籍は過渡期的のものであるので、どの点でも完成されている形をもっていない。①の点一つをみて、旦那寺をもたぬものも出現したが、相変らず寺の記述も残っている。

るばかりか、氏神の記載は各戸に必ずあり、かえって混乱さえ示している。しかしそのような不十分さにかゝわらず、画期的なものであった。近代的な戸籍への道程に壬申戸籍があらわれる必然性があった。それ故、小稿では筑摩県第百七十区の壬申戸籍の実態を考察したいと思う。

筑摩県第百七十区は、江戸時代中期以後の高須藩・東・虎岩村・知久平村・神ノ沢村・柏原村・柏原山分の五ヶ村の範圍であり、明治維新後は名古屋県となり、明治四年九月、第百五十八区(供野村・福島村・壬生沢村・伊久間村・虎岩村・知久平村・神ノ沢村・柏原村・柏原山分の一)部であるが、伊那県・飯田県・名古屋県にわかれていた下伊那地方も同年十一月、筑摩県管下に統一されるに及んで、名古屋県の区制も廃され、新しく区制がしかれ、第百七十区となった。

なお、下伊那地方の壬申戸籍を考察する場合、すでに明治五年には全部筑摩県に統一されているとはいえず、かつて飯田県・伊那県であった村落の場合をも考察する必要があると考えられる。例えば、飯田

の如くであり、依然として末尾には「切支丹宗門」のもの有之由訴人御

県の飯沼村では、明治四年秋壬申戸籍に準すべきものをつくっている⁽³⁾。また、区制は筑摩県以前名古屋県のほか伊那県でもしている⁽⁴⁾。壬申戸籍一つとてみても、地域差をふまえての上の考察が必要であることが考えられる。

それ故伊那県・飯田県であった村落の壬申戸籍については、いつか、また、考察を加えたいと思っている。

一 宗門改帳と壬申戸籍とのちがい

明治四年春までは、藩制が廃され県となっても、依然として宗門改帳が毎年つくられた。一例として、明治四年の虎岩村の「新五郎」の場合をあげれば、

一宅軒

年五十	新五郎
男	房年四十四
女	鉄太郎年二十四
男	重作年十四
女	きんよ年九

右、六人内男三人 神葬祭
これは神葬祭の場合であるが、仏葬の場合をあげれば、

一宅軒

年四十八	伝弥
男	房年四十四
女	か経年十六
男	兼弥年十二

右、四人内男二人 代々神宗旦那寺
同郡同村 常信院

座敷ハ、庄屋頭頭曲事ニ可被仰候の一札が残っている。ただ、江戸期の宗門改帳といちじるしく異っている点は、神葬祭がみとめられ、宗門改帳に記載されるに至ったことである。

壬申戸籍は翌明治五年五月につくられた。宗門改帳でなくなったので末尾の一札はなくなった。「新五郎」(羽生新五郎)の場合、

百八拾九番屋敷数住
尊父当村羽生新作次男
羽生新五郎門五十一
長男 羽生銀次郎年二十五
次男 同 重作年二十
次女 きんよ年十五
三女 ぬしよ年八つ
三男 羽生伊太郎年六つ
三男 羽生初次郎年十二
当村池田曾七次女、長男銀治郎妻、せき年十二
長男銀治郎長男、孫 羽生初次郎 年 盛

氏神神明社
神葬祭

よく検討してみないと、明治四年の宗門帳の新五郎の家族とは考えられないほどの相違を示している。名も変っているものもあり、新五郎は新五郎五郎となり、鉄太郎は銀次郎とかわっている。江戸期には子供と青年・壮年(隠居)のたびに名前をかえるものが多かったが、壬申戸籍後は戸籍名はほとんどかえることがなかった。また、四年には家族数は六名であるのに、壬申戸籍では九名となっている。銀次郎の妻せき、三男の伊太郎・孫初次郎が増加している。せきは四年には入籍がなとあられていず、初次郎は生れていないにしても、伊太郎は四年には五才となっていたので、宗門帳に記載されるのが当然で